

私立大学 2018 年問題についての一考察

—信頼関係構築のための方策と提言—

紙屋信義

東海学院大学人間関係学部子ども発達学科

要 約

私大問題は、きっかけに過ぎず、なるべく早く大学改革を済ませておかなければ、その後の生き残りは難しい。改革・強化の論点は、①施設設備、学生、教員、教育、研究、経営の質保証と付加価値；基礎学力確保のための入学前教育と初年次教育、リメディアル教育等を含む。②入学者選抜と定員；入試のあり方。③大学の公共性及び存在意義（役割）と情報開示；地域連携等を含む。④二極化及び格差；大都市と地方、大規模校と小規模校等。⑤大学のガバナンス；コンプライアンスを含むである。大学に求められるニーズは、財政的健全性、成長と発展、主要なステークホルダーとの相乗効果的な信頼関係、存在意義と貢献に他ならない。目先の利益よりも学生の成長、幸福を優先させなければならない。そのためには何よりもまず教職員同士の信頼関係、組織としての信頼性を築き、地域社会における信頼性の模範になり、人々の信頼を勝ち得ることである。現実を謙虚に受け止め、ビジョンと価値観を共有し、戦略的な最優先目標を達成し、社会貢献するために、経営者と教職員が一体となって、信頼される大学づくりに、継続的に取り組み、誠実に実行することが大切である。これは大学全体の問題であり、子ども達の未来のために、この教育問題に取り組んでいかなければならない。

キーワード：社会貢献、存在意義、財政的健全性、ステークホルダー、ガバナンス

1. はじめに

2018 年から 18 歳人口の減少が本格的に始まった。私立大学を取り巻く環境は更に厳しさを増している。受験者数は減少の一途をたどり、進学率が急上昇することもなく、この先 18 歳人口が急増する見込みもない。多くの私大では生き残りを模索している。地方の過疎化と東京一極集中は、地方私大を益々疲弊させている。有名私大は、この 10 年で多くの学部学科を新設し、既存学部の定員も増加させている。大学間の格差は益々拡大し、供給過剰による定員維持は崩れ大学全入時代による弊害は益々深刻化している。

大学設置の監督官庁である文部科学省は、基本的には市場競争の原理によって弱い大学が淘汰され需給が調整されればよいという姿勢であったが、世論に突き動かされ放任から監視へと移行してきている。現在では大学の財務状況など情報開示を促し、大学を運営する学校法人の経営状態をホームページなどで閲覧することも可能になった。しかし需給のバランスを無視した、その場しのぎの措置は、問題の根本的な解決にはならない。少子化によ

る私大の淘汰は殆ど不可避である。

教育研究活動のレベルアップによって受験生に魅力を感じさせるという本来、大学にあるべき姿も欠落し、経営者が運営資金稼ぎに翻弄し、文科省の天下りを利用する私大もニュースで聞かれる。経済や社会の大規模な構造改革は、私立大学という業界にも抜本的な改革を迫っている。そして今まさに私大の存在意義が問われている。自学の存続に向けて厳しい努力を続けている大学もあるが、多くの大学では先の見えない出口で問題の先送りをしているようにも見える。定員割れの大学の多くは、目先の対策に追われ受験生離れの原因を落ち着いて分析し対策を講じる余裕もなく、年を重ねるにつれて深刻な状況になって追い込まれていく。

私大問題は、大学組織に属する教員にとって給与カット、更には職を失いかねない痛みを伴うものである。改革を強行に進める者よりも、現状維持に近い応急処置的な施策を取る者が好まれ、扱いにくいテーマであるため学術的な研究は少ない。しかし一方でマスコミの無責任な偏った話題には事欠かない情報が問題を一層複雑化して

私立大学 2018 年問題についての一考察

いるようにも思える。このような私大問題は、状況の正確な把握と分析がなければ適切な方策も取れない。私大の現状、戦後の大学政策と私大の歴史を考察し、解決への方策を提言したい。

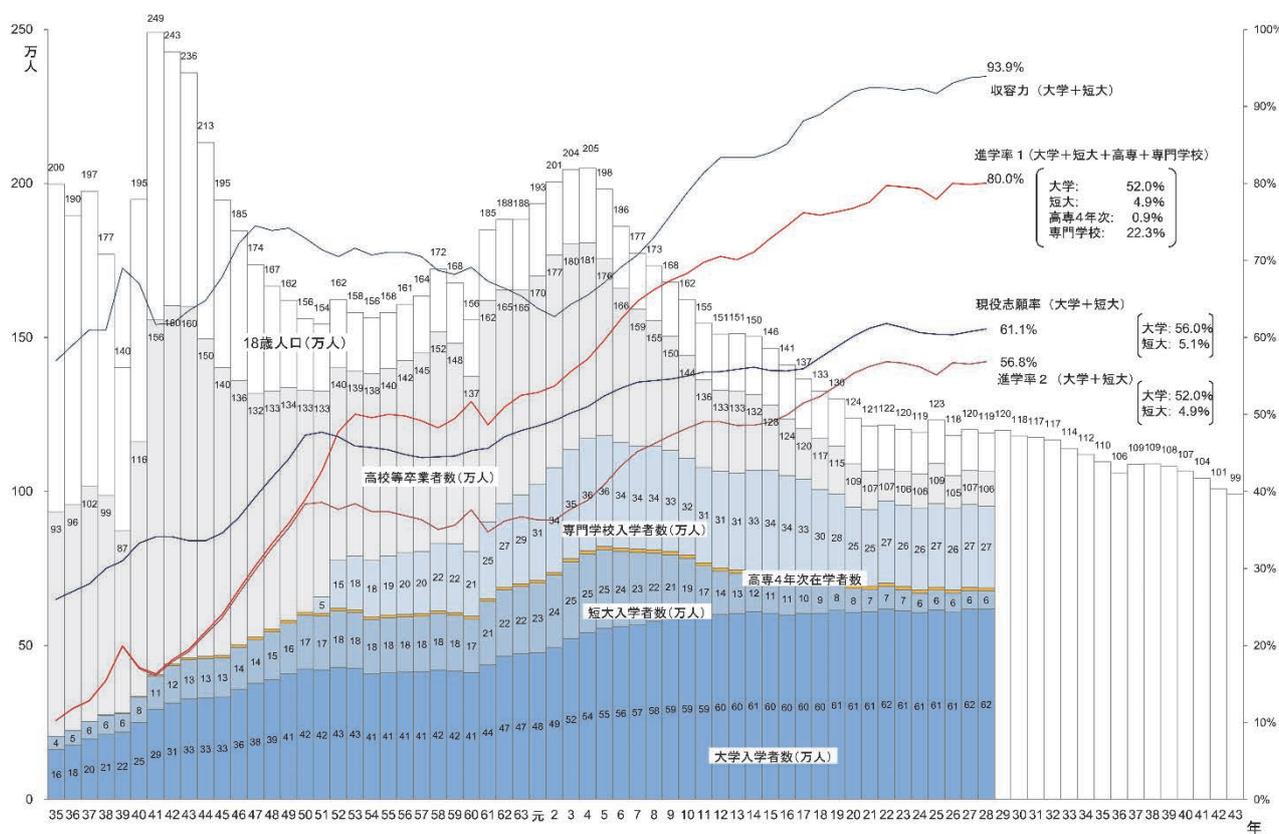
2. 私立大学の現状

受験生である 18 歳人口は、1992 年のピーク時には 200 万人を超えていたが、2018 年は、118 万人と半減した。

今から 12 年後の 2030 年には 100 万人まで減少するとされている。学生数は 2016 年に 257 万人で、2005 年の 251 万人から緩やかな増加傾向にあり、40.8%が首都圏で占めている。4 年制大学進学率は 2015 年の 50.2%、短大を含めると 55.2%で、この先の推計でも 50%台に留まる頭打ち状態である。

図 1 18 歳人口と高等教育機関への進学率等の推移 (1)

文部科学省「学校基本統計」平成 29 年度より



大学数は、1985 年に 460 校 (短大 543 校) だったが、2016 年には 777 校 (短大 341 校) で約 1.6 倍へ増加しており、現在も新設または短大からの改組は毎年のように続いている。777 校の内訳は、国立 86 校、公立 91 校、私立 600 校であり、学校数及び学生数に関して、私立大学の占める割合は 7 割を超えている (2)。

私立大学で首都圏に大学法人の本部を置く大学の数は 201 校で 26%になり年々増加傾向にある (3)。

2016 年の 577 校 (情報開示校) 私立大学における入学

定員未充足校、つまり定員割れ私大は 257 校 44.5%で、入学定員 50%未満の私大は 13 校 2.3%になる。私立大学経営採算ラインは定員の 8 割とされており、定員充足率 80%以上の私大は 460 校 79.7%である (4)。

私大の収益を考えると時帰属収支差額比率が問題となるが、帰属収支差額とは学納金、寄付金等の収入から人件費、教育研究経費等の支出を差し引いたもので、減価償却費、退職給与引当金など現金支出を伴わないものも含まれる。2015 年、地方中小規模 304 校、都市中小規模 227

校、地方大規模 16 校、都市大規模 45 校において帰属収支差額比率がマイナスになっている大学の割合は、都市部でも地方でも中小規模大学で高くなっている。殆どの大規模校では帰属収支差額比率はプラスとなっている⁽⁵⁾。

大学収入の財源別比率について 2013 年、私立大学は学生納付金が 77%を占めていることがわかる⁽⁶⁾。2018 年 3 月 30 日、読売新聞の配信で以下のような記事が報道された。

日本私立学校振興・共済事業団は 29 日、私立大・短大など計 914 校を運営する全国 662 法人を対象にした 2017 年度の経営診断結果をまとめ各法人に通知した。経営困難な状態にある法人は 103 法人 (15.6%) で、16 年度より 1.4 ポイント減ったが、経営状態に問題がない法人の割合も減少した。事業団は「私大の経営環境は依然厳しい」と指摘している。事業団は各法人の 15~17 年度の財務データを分析した。その結果、20 年度末までに破綻する恐れがある「レッドゾーン」は 17 法人 (2.6%)、21 年度以降に破綻の恐れがある「イエローゾーン」は 86 法人 (13.0%) で、計 103 法人が経営困難な状態だった⁽⁷⁾。

3. 私立大学の歴史

私立大学問題を考えるために日本の私立大学が第 2 次大戦後、どのように変化してきたかについて、その変遷を見ることが大切である。

(1) 新制大学制定 (~1959 年) : 整備

学制改革により 1947 年学校教育法が施行され、これ以前の大学は旧制大学と呼ばれるようになった。戦前の旧制大学、旧制高等学校、師範学校、高等師範学校、大学予科および旧制専門学校が 4 年制の新制大学として再編された。一部の私立大学は将来計画の確立と改組準備の整備を理由に、1948 年 4 月から新制大学を発足させ、最初の新制大学として認可されることとなった。

1947 年末までに 212 校の審査が行われ、1948 年に 12 の公私立大学が認可され、1949 年には 168 校が認可された。その後、1960 年頃まで 200~250 大学で私立大学は 100 校~140 校で推移した (短大数は 260~280 校)⁽⁸⁾。1946 年 9 月、日本私学団体総連合会 (私学総連) 設立。私立学校に関する教育行政と学校法人について定めた私立学校法が 1949 年 12 月に制定された⁽⁹⁾。

(2) 高度経済成長 (1960~1975 年) : 拡大

1975 年、私立大学は 305 校になり、前期に比べ約 2.3 倍に急増した (短大は 272 校から 513 校)。また大学進学率は、1975 年には 27.2%と大きく上昇した (短大を含めると 38.4%)。原因として以下の要因が考えられる⁽¹⁰⁾。

- ① 岩戸景気 (1958~1961)、五輪景気 (1962~1964)、いざなぎ景気 (1965~1970) に代表される高度経済成長期で大学進学意欲が高まった。
- ② 1947 年~1949 年生まれの第 1 次ベビーブームによる 18 歳人口の増加。
- ③ 私立大学の拡大意欲。
- ④ 1960 年に発表された「国民所得倍増計画」達成のため、行政側の大学設置基準の適用に関し、これまで文部大臣への事前協議を義務付け認可の扱いとしてきた。しかし、これを廃止し医学系を除き、事前協議なしの届出のみに変更され、事実上緩和された。

(3) 私立学校振興助成法 (1976~1980 年) : 抑制

この期間は事実上、大学数や定員の増加が抑制された。1975 年の私立大学数は 305 校で、1985 年は 331 校へと 26 校、8.5%増 (短大は 1975 年 513 校が 543 校、30 校 5.8%増) に留まっている。この 10 年間の大学の平均増加数は 4 校で、高度経済成長期の 11.3 校に比べると増加率が低下していることがわかる。

文部省は、高等教育の計画的整備について、前期 1976 年 3 月、高等教育懇談会報告。後期 1979 年 3 月、大学設置審分科会報告として高等教育計画を策定し実施した。基本方針として量的充実より質的充実を推進し、高等教育政策は抑制するものに姿勢を転換した。それは以下の問題からであった。

- ① 1960 年代に私立大学を中心に学部学科の新増設が相次ぎ、多くの私大が大学総定員を大幅に上回る学生を入学させた水増し入学による教育環境の低下。
- ② 大都市の過密化と地方の過疎化が進み、大都市での大学が過度に集中し、上京学生の家計負担増大の問題。
- ③ 私大は施設設備拡張を積極的に行った結果、授業料の値上げを加速させ、家計の教育費負担増を招き、1973 年秋の第 1 次オイルショックによる景気後退もあり、国による私学への大規模な財政支援を求める世論が高まった。それは 1970 年、私学振興財団が発足され私学経常費に対する国庫補助を行い私学助成

が始まった。しかし、その額は経常費支出の 1 割にも満たなかった。

- ④ 学生数増加に伴う施設設備拡充経費増大を授業料値上げで賄っていたが、学習環境整備が追い付かず悪化した。学生運動、学園紛争の激化に象徴されるように、実質的に授業料値上げも不可能となり私学の経営危機が顕著化してきた。

これを受けて 1976 年 4 月から私立学校振興助成法が施行された。これは私立大学の経常費において国は 2 分の 1 以内を補助することができるとされた。また私学法改正では、学部学科設置に関して届出事項だったものが、文部大臣による認可事項に変更し、文部省の権限が強化された。これらの設置認可と補助金（助成）は、文部省の高等教育政策の中核と位置付けられ現在に至っている。

1970 年これまで私学への融資業務を中心に行っていた私立学校振興会を改変し、私大への経常費補助、経営についての調査、相談事業を追加した日本私学振興財団⁽¹¹⁾を発足させた。また私学助成に伴う規制措置として学校法人に対する監督強化が追加された。

(4) 昭和 60 年代計画（1986～2010 年）：規制緩和

私立大学は 1985 年の 331 校から 2010 年には 597 校と 1.8 倍に増加した。なお短大は 543 校から 395 校へと減少し、これらの多くは 4 年制大学へ転換していることがわかる。大学進学率は 1985 年の 26.5%から 2010 年の 50.9%に、短大を含めると 37.6%から 56.8%に上昇している。

この要因に短大から 4 年制大学への転換の他に文部省の規制緩和への方針転換が挙げられる。1984 年 6 月、文部省の大学設置審議会の答申で高等教育計画（昭和 60 年代計画）において「質的充実と併せ量的充実も推進する」⁽¹²⁾として事実上、前期から軌道修正が行われた。それは 1992 年、第 2 次ベビーブームの 18 歳人口が 205 万人とピークを迎えることが大きな要因であった。具体的な設置基準について、申請手続きの簡素化、校地面積基準の緩和、兼任教員を多数認めることを実施した。この措置によって大学・学部の新設申請が殺到する勢いで拡大した。これにより高度経済成長期と同じ規制緩和の時代になり、教育環境の劣化が進むこととなった。

1991 年 2 月に大学審議会は、大学教育改善等についての答申で「大学設置基準の大綱化」⁽¹³⁾を発表し、1991 年

6 月に大学設置基準等諸基準の改正を行った。それは事実上、大学設置基準の簡素化を目指すもので、具体的には、大学の自己点検評価システムの導入、生涯学習等に対応した履修形態の柔軟化、大学独自のカリキュラム設計、授業科目・卒業要件および教員数に関して緩和することが提言された。

2001 年 12 月、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第 1 次答申」⁽¹⁴⁾が示され、規制緩和の流れは決定的となった。それは「教育にも大規模な規制緩和を求め、特に大学等高等教育については、従来の抑制方針の撤廃と競争の促進を求めた」のである。つまり事前規制から事後チェックへと大学設置審査の抑制方針が見直され、大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の準則化、認可事項の縮減などの緩和策が打ち出された。この答申は現在に至るまで高等教育の基本的な指針となった。しかし 2001 年に発覚した酒田短大事件⁽¹⁵⁾は今後の私大の将来を占う象徴的な事件となった。

(5) 2011 年から現在：減速

バブル経済（1985～1990 年）による好景気とバブル崩壊後の経済停滞期にも関わらず大学進学率は上昇し、それに呼応する形となった短大の 4 年制大学転換と政府による大学設置基準の大幅緩和が見て取れる。しかし 2010 年頃から拡大傾向に陰りが見え始める。2013 年、私立大学は 606 校をピークに減少している。前期における私大の規制緩和は様々な弊害をもたらした。こうした緩和は、認可申請や届け出を行う大学側の意識やモラルの低下を招いた。以下にその例を示す。

- ① 2011 年 11 月、民主党政権下の田中眞紀子文科省による 3 大学不認可問題。
- ② 2013 年 6 月、堀越学園ショック⁽¹⁶⁾
- ③ 私大の公立大学法人化
- ④ 私大の学長選挙をめぐる混乱⁽¹⁷⁾
- ⑤ 私大経営（学校法人）の統廃合、合併吸収

文科省は 2016 年 4 月「私立大学等の振興に関する検討会議」⁽¹⁸⁾を立ち上げた。今後、経営困難大学が急増することを予測し、大学間の相互扶助や学生の転学支援を検討する必要性を取りまとめた。その後、文科省審議会や中教審で連携・統合のあり方が議論されるようになった。しかし具体的な提言は成されておらず、私大の 18 年問題、大学全入を控え、基本的には経営困難な私大の自然淘汰による破綻は避けられないものとし、その混乱を最小限

に留めたいという政府の意思の表れだとも解釈できる。

4. 私学助成と補助金

私立大学への国の助成である経常費補助金には一般補助と特別補助の2種類がある。一般補助は大学の規模によって左右されるが、特別補助は応募による競争的資金である。制度の概要について以下のように規定している。

私立大学等経常費補助金は、①私立大学等（私立の大学・短期大学・高等専門学校）の教育研究条件の維持向上、②学生の修学上の経済的負担の軽減、③私立大学等の経営の健全性向上に資するため、日本私立学校振興・共済事業団が国から補助金の交付を受け、これを財源として全額、学校法人に対して設置学校の経常的経費について補助するものである。この補助金には、各学校における教職員数や学生数等に所定の単価を乗じて得た基準額を教育研究条件の状況に応じ傾斜配分する「一般補助」と、教育研究に関する特色ある取組に応じ配分する「特別補助」がある⁽¹⁹⁾。

また2017年の交付状況について以下のようにまとめている。

平成29年度交付学校数は873校、交付総額は3,168億4,057万5千円であり、このうち一般補助は2,688億7,300万円、特別補助は479億6,757万5千円となっている。学校種別の交付額は、大学2,943億5,676万7千円、短期大学220億5,720万8千円、高等専門学校4億2,660万円となっている。交付額を1校当たり換算すると3億6,293万3千円となり、学校種別では、大学5億1,371万2千円、短期大学7,426万7千円、高等専門学校1億4,220万円となっている。また、交付額を学生1人当たり換算すると15万7千円となっており、学校種別では、大学15万5千円、短期大学18万3千円、高等専門学校19万6千円となっている。教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化、プラットフォーム形成といった改革に全学的・組織的に取り組む学校に対する支援を強化するため、「私立大学等改革総合支援事業」として、473校に対し増額配分（一般補助及び特別補助の内数）を行った⁽²⁰⁾。

経常費補助金は、大学及び学部の定員超過または定員割れの充足率に応じて減額または不交付とされる。定員

超過の場合、収容定員の超過率と入学定員の超過率によって判定される。

補助金不交付となる入学定員超過率は、収容定員8,000人以上の大規模大学においては1.10倍、4,000人から8,000人の中規模大学は1.20倍以上、4,000人未満の小規模大学は1.30倍以上とし、いずれも年々引き下げられてきた。なお2018年度からは、入学定員充足率が1.0倍を超える入学者数に見合う減額を行うことが明示された。

定員割れの場合、当該年度5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合（収容定員充足率）が50%以下の場合、経常補助金は交付されない。また定員割れの割合に応じて補助金が削除されることが「私立大学等経常費補助金交付要綱」⁽²¹⁾に定められている。

このように文科省及び私学事業団では大学設置基準が定める「大学は教育にふさわしい環境を確保するため、在学する学生数を収容定員に基づき適正に管理する」という趣旨を定め、補助金により定員管理を行い、最近では年々、規制強化を強めている。まさに定員充足率は、私立大学の生命線であることがわかる。

私立学校振興助成法により補助金の管理は以下のように定めている。

国は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる⁽²²⁾。

また補助金は大学の申請によって交付されるもので、事前事後の審査、申請内容の適正性を確認するため、毎年、実地調査を実施している。

5. 学校法人会計の仕組み

私立大学（学校法人）の会計は、私立学校振興助成法第一四条の規定の義務を負う。

補助金の交付を受ける学校法人は、1. 文部科学大臣の定める基準に従い、合計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。2. 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。3. 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査

報告書を添付しなければならない⁽²³⁾。

但し、補助金の交付申請を行わない学校法人は、この義務を負わず私立学校法第四七条、第四八条の規定の適用に留まる。

第四七条 学校法人は、1. 毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。2. 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第四十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする⁽²⁴⁾。

学校法人会計について文科省は以下のように定めている。

補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の経理の標準化を図るため「学校法人会計基準」が設けられた⁽²⁵⁾。

(1) 学校法人会計の根拠

- ① 資金収支計算書：補助金の適正な配分と効果が目的
- ② 消費収支計算書：収支の均衡と持続性が目的
- ③ 貸借対照表：年度末における学校法人の財政状態を明らかにすることが目的

①資金収支計算書

当該期の収入と支出および支払資金（現金と預金）の動きを見るもので、収入は当期収入と前年度繰越支払資金の合計で表され、支出は当期支出と次年度繰越支払資金の合計で表され、収入の合計と支出の合計は一致する。また前年度繰越支払資金と当期収入の合計から当期支出を差し引くと次年度繰越支払資金になることもわかる。なお資金収支計算書は企業会計における「キャッシュフロー計算書」と似ているが資金の流れを区分しておらず、そ

れを是正するために 2015 年から「活動区分資金収支計算書」の作成を求めている。

学校法人が作成する収支計算書には、損益を表すもの「事業活動収支計算書」と、資金の動きを表すもの「資金収支計算書」及び「活動区分資金収支計算書」に分けられる。これは、収入・支出ごとに一覧表示されている「資金収支計算書」を、活動区分「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」ごとに組み替えることにより、現金預金の流れをより分かりやすく把握・説明するために作成され、設備投資の高度化・財務活動の多様化に対応すべく取り入れられた。「資金収支計算書」には、「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」の内訳表がある。学校法人の経費の中でも重要な部分を占める人件費については、教員・職員の別や本務・兼務の別など内容別に細分化して表示する。

②消費収支計算書

企業会計における「損益計算書」に相当し、毎会計年度、当該会計年度の消費収入および消費支出の内容および均衡の状態を明らかにするものである。消費収入は、当該会計年度の帰属収入（学納金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入）を計算し、基本金（施設等の資本的支出の価額等）に組み入れる額を控除して計算する。消費支出は、当該年度において消費する資産の取得額および役員の対価に基づいて計算され、消費収支計算は前記により計算された消費収入と消費支出を対照して行われる。

学校法人会計基準第一五条に以下のようにある。

学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、（中略）全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする⁽²⁶⁾。

ここでの「均衡」とは、帰属収入から基本金組入額（取得資金；校地、校舎、各種施設設備等）を控除した、消費収入と消費支出との差額「繰越収支差額」（当年度消費収入差額）の均衡である。これを実現するために教育研究活動を行う学校法人は、施設設備の投資が必要であり、帰属収入から取得資金である基本金組入額を確保（控除）した上で、残りの消費収入から教育研究活動（消費支出）を行

うことになる。その残り（差額）が繰越収支差額となり、学校法人は繰越収支差額の長期的均衡を持続させることが求められる。もちろん基本金組入額の確保には、帰属収入の十分な確保が前提である。学校法人の経営力を見る観点では帰属収入から消費支出を控除した「帰属収支差額」、つまり消費収入から消費支出を差し引いた繰越収支差額と基本金組入額の合計である帰属収支差額が重視されることがわかる。

③貸借対照表

年度末における資産、負債、純資産（基本金、繰越収支差額）の状態、つまり財政状態を表示するもので、バランスシートとも呼ばれている。学校法人経営の健全性を判断するうえで重要な役割を果たしており、自己資金の充実度、資産と負債及び純資産のバランス、資産・負債構成を見ることができる。資金収支計算書と消費収支計算書が、年度毎における財政状態を表すのに対して、貸借対照表は財務状況の累積結果を表している。資産とは財産（運用）の状態を表し、土地や校舎、施設・設備、有価証券、預金等を表している。負債は借金等で調達したもので、基本金とは設立時の寄付や、その後の利益を土地や校舎等の取得に充当したものである。前述の繰越収支差額は、これまでの儲けを累積したものになり、この基本金と繰越収支差額の合計が純資産となる。負債と純資産は資金をどういう形で調達したかを判断するのに役立つ。

文科省は学校法人の財務情報の公開を促しているが、全ての法人が情報公開していないのが現状である。

平成 14 年度において何らかの形で財務情報の公開を行っている学校法人は、大学法人で 445 法人、短期大学法人等で 152 法人、合わせて 597 法人で全法人 655 法人の 91.1%となっている。資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表について 3 種類とも公開している学校法人は 426 法人であり、財務情報を公開している学校法人全体の 71.4%となっている⁽²⁷⁾。

6. 私立大学法人の資産運用

(1) 資産運用の現状

私大の資産運用について、その現状を把握するために以下の調査を見てみる。日本私立学校振興会・共済事業団の 2016 年度学校法人の資産運用に関するアンケート報告⁽²⁸⁾によれば、私立大学法人 554 法人中、520 法人の

回答があり、85.2%の大学法人が資産運用を行っていることがわかる。

保有する金融資産は、現金預金 46.4%、債券 41.3%、投資信託 4.9%、株式 1.7%、その他 5.7%となっている。詳細は多いものから順に、定期預金 93.7%、国内民間債（社債、銀行債等）52.4%、仕組債・仕組預金（金利・為替・株式等の各種指数連動型）48.8%、国内株式（上場不動産投資信託=REIT 含む）45.6%、円貨建外債（ユーロ円債）41.3%、国債 39.1%、国内公共債（政府保証債、地方債、財投機関債等）38.1%、投資信託（短期公社債以外）25.1%、外貨建外債・預金 19.6%、金銭信託 15.3%、投資信託（MMF や MRF 等の短期公社債投資信託）14.7%、ファンドラップ（投資一任勘定運用）7.9%となっており、ありとあらゆる資産運用を行っていることがわかる。

資産運用の外部委託に関して、すべて法人独自で行っている 88.5%と、一部を外部（証券会社、信託銀行等）に委託している及び全部外部に委託している、を大きく上回っている。また銘柄の選定や売買の時期及び商品の投資への決定はどのように行っているかの回答は、理事会または専門委員会において決定する 60.7%、運用担当者に任せている 39.5%、外部（証券会社、信託銀行等）に任せている 1.4%となっている。

寄附行為以外に運用に関する規程等を作成しているかの問いに対して、作成しているが 96.8%、運用決定権者に関する内部規程を設けているかの回答は、設けているが 85.5%と規定に従って運用されていることが伺える。

資産運用を行っていない理由として、リスクが気になる 61.0%、運用する資金がない 45.5%、運用を担当する者がいない、知識がない 36.4%、内部規程が準備できていない 20.8%、責任問題が生じる 15.6%、理事会の承認が得られない 7.8%となっている。

資産運用に関し特に有価証券の評価換えについて、学校法人会計基準で次のように規定している。

第二十七条 有価証券については、第二十五条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとする⁽²⁹⁾。

文科省は「学校法人運営調査委員制度」を設けて学校法人の資産運用についての指導、助言を行っている。具体的には「資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善

を図ること」⁽³⁰⁾としている。これは学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、文部科学省高等教育局私学部に設けられた委員制度であり、学校法人の管理運営の組織やその活動状況、財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行うこととしている。この委員制度は、1984年に創設され、私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者等30人の委員が委嘱されている。なお学校法人の資産運用については「金融商品取引法」及び「金融商品の販売等に関する法律」に従って運用されることは必須である。

(2) 資産運用の問題点

前述アンケート結果からも私立大学の経営は少子高齢化の学生数減少による学納金の伸び悩み、教育研究経費及び施設・設備費の増大による財政難が深刻化する中、積極的な資産運用により増収を目指す法人は多い。資産運用はハイリスク、ハイリターンで順調ならば大きな収益をもたらすが、バブル崩壊やリーマンショック（2008年秋）後の経済混乱期では巨額の損失が発生し、学校法人では理事会の経営責任・追及、理事長解任、金融機関からの多額の借金等、様々な問題が発生した。この期の金融証券市場の混乱で私大法人が資産運用に失敗し、法人が証券会社を相手取り損害賠償請求訴訟を起こし、法人と大学側が対立する判例は幾つもある。この煽りを受け破綻した私大や学校法人もあり、未だに、この時期の負債が今の経営の支障になっていると思われる大学も多数ある。

大学改革や私大問題でマスコミ等の報道の多くは、この資産運用の問題である。それは投資に関する意思決定や責任体制が曖昧であったり、商品特性や金融証券に関する知識や理解に乏しかったり、資産運用に関する基本方針や内規が不明確であるなど、危機管理体制の認識が低い場合が殆どである。文科省も2009年1月に各学校法人理事長向けに「学校法人における資産運用について」と題する通知を出し、注意喚起を促している。

公教育を担う学校法人の資産運用については、その安全性の確保に十分留意し、必要な規程等の整備を行い、学校法人としての責任ある意思決定を行うとともに、執行管理についても規程等に基づいて適正に行うなど、統制環境の確立に努める必要がある。

- ① 安全性の重視など資産運用の基本方針。
- ② 理事会・理事長・担当理事・実務担当者など資産運用

関係者の権限と責任。

- ③ 具体的な意思決定の手続。
- ④ 理事会等による運用状況のモニタリングなど執行管理の手続。
- ⑤ 教育研究活動の充実改善のための計画に照らした資産運用の期間及び成果の目標。
- ⑥ 保有し得る有価証券や行い得る取引等の内容。
- ⑦ 資産運用に係る限度額等の明確化に努めるなど。

資産運用に係る意思決定と執行管理の一層の適正化を図ることが重要と考える⁽³¹⁾。

7. 私立大学の財務状況

私立大学の帰属収入について592大学の2015年のデータによると、多いものから順に、学生納付金2兆5355億円76.3%、補助金3388億円10.2%、手数料938億円2.8%、寄付金867億円2.6%、事業収入807億円2.4%、資産運用収入642億円1.9%となり、私大の収入の7割以上は学生納付金によるもので、学生数つまり入学定員充足率が私大の財政を左右することがわかる。

私大の消費支出を見てみると2008年569私大において多い項目から順に、人件費1兆6598億円54.1%、教育研究経費1兆238億円33.4%、管理経費2185億7.1%、奨学金費630億円7.1%となり、人件費が支出の半分以上を占めており、その動向は私大経営に重大な影響を及ぼすことがわかる⁽³²⁾。

帰属収支差額比率とは、学校法人の負債とならない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額（帰属収支差額）が収入全体の何%にあたるかを見る比率である。単年度の収入と支出の間のバランスを全体的に把握するための指標になり、赤字法人比率と密接な関係にある。つまり帰属収支差額比率が低下すれば、赤字法人は上昇し、帰属収支差額比率が上昇すれば赤字法人は低下する。従って私大の経営状態を見る指標として大切な数字になる。

私大(a)の帰属収入(b)と消費支出(c)の帰属収支差額(d=b-c)、帰属収支差額比率(d÷b)、帰属収支差額がマイナス私大数(e)とその割合(f=e÷a)を見ると、2008年以降、収支は悪化傾向にあり収支差額が減少しており、収支差額がマイナスの大学の割合が増加している。リーマンショック(2008年)の影響で有価証券処分差額・評価換の影響が現れているが、これを除いても収支が悪化している。小規模大学(1000人未満)で帰属収支差額

がマイナスの学校数の割合が高い。都市部（政令指定都市及び東京 23 区）と比較して、より地方（都市部以外）で、帰属収支差額がマイナスの大学数の割合が高い傾向にある。帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学（8000 人未満）で高くなっており、大規模大学（8000 人以上）では約 8 割がプラスとなっている。

解散した学校法人の 2003 年以降の状況を見ると、2004 年 4 校、2009・2010・2012・2013 年各 2 校、2014・2015 年各 1 校となっている。1955 年以降、廃止された私立大学の移行を見てみると、2003・2010・2011・2012 年各 1 校、2013 年 4 校、2015 年 3 校とマスコミ等で騒がれている割には少ない現状がわかる⁽³³⁾。

8. 私立大学の対応

ここまで 604 校の私立大学の約 4 割が定員割れを起こし、今後 18 歳人口の減少により一段と改革・再編を加速する私大の 2018 年問題に関連して、私大の現状と歴史、助成、経営について見てきた。文科省も大学教育改革について 2017 年 4 月から各大学に三つの方針「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の策定と公表を義務付けた。

具体的な支援として「私立大学等経営強化集中支援事業」2015 年から 2020 年まで地方の中小規模私立大学 150 校に対して経営改革に向けた取り組みを点数化し、点数に応じて配分額を傾斜配分する援助がある。経営強化型（タイプ A）と経営改善型（タイプ B）に分け、評価項目として①経営状況の把握・分析、②組織運営体制の強化、③学生募集・組織改編、④中長期計画の策定等、⑤人事政策・経費節減等、⑥他大学等との連携、⑦地域・産業界との連携、また法人合併・大学統合等を機関決定する場合は別枠で加点するとしており文科省の私大改革の意向を伺うことができる。

更に文科省は大学統合の具体的事例を示し、教育研究活動のさらなる充実と、長期的な経営基盤の強化のために、①より多様な高等教育を地域社会に提供、②地域社会で活躍できる若手人材の育成、③教育研究活動の成果を地域社会へフィードバック、④学生募集の強化、⑤組織の集約・適正化を試みた結果、教育理念の明確化、カリキュラム改善を中心に大学改革、スケールメリット等の効果から、ブランド力の向上、地域社会からの信頼獲得、学生募集の改善・定員充足が達成したことを示している。

中央教育審議会大学分科会、将来構想部会の合同会議で「地域における質の高い高等教育機会の確保のための方策について一連携と統合の可能性」と題した大学の統廃合や大学連携の事例集を配布し、大学の規模縮小や効率化に議論を向かわせる意図がわかる。

大学法人における中長期計画の策定の状況により中長期計画の内容を見ると、財務・財政計画 86%、施設・設備の整備・拡充 85%、カリキュラム・教育改革 79%、建学のミッション・ビジョンの具体化 72%、学生募集の具体的取組 66%、学生支援 65%、キャリア支援 63%、FD・SD61%、人事政策 58%、ガバナンス機能の強化 56%、学校・学部の新設（改組転換に関わらないもの）及び改組転換 35%、学校・学部等の募集停止（改組転換に関わらないもの）12%となっており、改革の内容がわかる。なお中長期計画の策定している大学法人は 59.0%で、していない大学法人 15.9%を大きく上回っている⁽³⁴⁾。

科研費（科学研究費助成事業）は研究者の間で最も信頼されているわが国最大の競争的資金である。厳正なピアレビューにより、2017 年度は大学や高専の教員、研究機関の研究員など全国約 10 万件の応募の中からアクティブな研究者約 2 万 5 千件を選び支援している。大学ランキング等でも科研採択率で大学の研究力を見る指標であることがわかる。科研費採択率において大学比率では国立大学約 1 割、私立 7 割以上にも関わらず、国立 53.6%、私立 27.2%と極端に低いことがわかる⁽³⁵⁾。私大の研究能力を高めるため科研費獲得は今後、益々重要になっていくことが予想できる。

大学改革が成功している例は、応急処置的な目先だけの改革ではなく、ニーズを踏まえた根本からの改革であることがわかる。ではどういった私大が問題を抱えているのか文献から引用し紹介する。そこに私大の抱える問題が見えてくる。

- ・定員割れを避けるために、前年より分母の入学定員を少なくしてしまう大学の定員減で逃げるのは一時しのぎで、後に経営的に自分の首を絞めることになりかねない⁽³⁶⁾。

- ・中退率 2%を大きく上回ったら要注意である⁽³⁷⁾。

- ・専任教員比率の低い大学は、責任感のある専任教員が少ないことになり好ましくない。また学生数に対して専任教員の数が少ない大学も注意したい⁽³⁸⁾。

- ・2020 年度から実施される入試改革で A0 入試や推薦入

学でも小論文、プレゼンテーション、共通テストなどの学力試験が必須となる。一般入試の比率が低い大学は要注意である⁽³⁹⁾。

・問題は地方の大学だけではない。東京や大阪など大都市でも、志願者集めに奔走する有名私大の拡大路線に巻き込まれ、志願者を減らす中堅私立大学が急増するだろう⁽⁴⁰⁾。

・定員割れ設置母体の 73%は短大であることから、短大を母体とする大学に定員割れが多数生じている⁽⁴¹⁾。

・短大から改組した大学は、その多くが四大化によっても志願者を繋ぎ留めることはできなかった⁽⁴²⁾。

・家政系や幼児教育系などの学部・学科では短大時代の硬直したカリキュラムを見直すことに消極的である⁽⁴³⁾。

・短大文化が骨の髄まで染み込んでしまっている大学が、大学の名にふさわしい教育機関になるためには、抜本的な意識改革が前提条件となる。大学になりきれないまま、状況の変化に気づいたときには、社会から取り残され、志願者も遠ざかっていく事態となる⁽⁴⁴⁾。

・定員割れに直面した大学ほど腰を落ち着けて、着実な学生確保のための戦略を練る必要があるのだが、留学生依存という安易な道を進み始めれば破綻への時間は早くなる⁽⁴⁵⁾。

・弱小私大ほど学生募集が不調になると、目先の変化を狙った安易な学部・学科の再編が行われやすい⁽⁴⁶⁾。

・経営の苦しくなった地方私大を自治体が引き取って公立大学化する動きも出ている。(中略)私大より授業料が安い学生の人気を集めているが、赤字を税金で付け替えているともいえ一時しのぎに過ぎない⁽⁴⁷⁾。

・公立化の効果は 6、7 年程度という見方もある。公立化しても教員や教育活動が大きく変わるわけではない。また卒業生を見る地域のみあまり変わらないだろうから、卒業生の進路が劇的に向上することも期待できない。なによりも学生の地元占有率は大きく下がり、地域に疎遠な公立大学ということになる⁽⁴⁸⁾。

9. 考察とまとめ

大学に入学する 18 歳人口が 2018 年に再び減少に転じ、進学率の頭打ちが重なるため学生納付金収入に依存する私立大学経営に大きな影響が出始め、大学間で学生獲得競争が激化し、破綻に追い込まれる大学も出てくるとされる「私立大学の 2018 年問題」について見てきた。2018 年問題はあくまで、きっかけに過ぎず、なるべく早く大学

改革を済ませておかなければ、その後の生き残りもおぼつかないことを示す。多くの大学は、その存在意義を問われている。実際、多くの大学では既に学部・学科の再編はもとより、教育改革などの努力を続けている。

この問題は既に知名度が低く、特色のない、地方の経営難にある私大だけでなく、有名私立大学であっても安心できず様々な改革が求められている。例えば難関といわれる大学のハードルが下がるため、受験生は有名大学を志望する傾向を強める可能性があり、大学側にとってみれば、知名度のない大学や特色のない大学への志願者が減る可能性が示されている。今後、学生が集まる大学とそうでない大学の二極化が一層進むため、大学側は、選ばれる大学にならないといけない。それを見越して既に特色や個性のある大学を目指した改革が進められている。

その他、入試制度を増やす、ライバル校と受験日をずらすなど、志願者が受験しやすくなるような入試改革も行われている。著名な教授陣を揃える、郊外に設置していたキャンパスを交通の便が良い都心部に戻す、グローバル化やリベラルアーツ重視における社会や企業で即戦力になるような教育を行うユニークな学部・学科の新設などの対策が見られる。

地方の小規模大学でも経営が安定している大学は多くある。それは大学全入時代を予想し早い時期から長期的な視点で積極的な投資、改革を行い、絶えず魅力を発信し続けている大学である。地域社会のニーズに応える教育研究に徹し、教育研究の質を高めることは地域での存在意義を示し、地域の信頼を得ることになる。地域に貢献するためには何をすべきか、何ができるのかを常に自問自答して、対策を練り実行すべきである。

衰退している大学は、目先の変化を狙った流行に追随し、その場しのぎの安直な方法に走り問題を先送りしている。または社会や変化について行けず、気付いた時には社会から取り残され、学生も遠ざかる事態となっている。当然ながら大学の不祥事など信頼を損なう問題は、大学の生命線に関わり命取りになる。

大学問題における改革・強化の論点を以下の 5 つにまとめることができる。

- ① 施設設備、学生、教員、教育、研究、経営の質保証と付加価値；基礎学力確保のための入学前教育と初年次教育、リメディアル教育等を含む
- ② 入学者選抜（大学入試）と定員；入試のあり方
- ③ 大学の公共性及び存在意義（役割）と情報開示；

地域連携等を含む

- ④ 二極化及び格差；大都市と地方、大規模校と小規模校等
- ⑤ 大学のガバナンス；コンプライアンスを含む

10. 方策と提言

私大問題を考察したが、どの大学も様々な問題を抱えている。しかし地方の弱小私大であっても堅調な業績を伸ばしている大学もある。それは経営者や教職員の間で中長期的な改革が共有され、自らの大学の役割と存在意義について常に自己点検を怠らずに、教育研究、大学運営の質的向上に取り組んだ。忍び寄る問題の本質を早い段階で的確に見極める能力を持ち、着実な学生確保のための戦略（最優先目標）において方向性を示し、組織を整え、リーダー自ら模範を示し、改革を進める組織があった。

変化の激しい社会のニーズに応えなければ大学の存続は難しくなる。そのニーズとは、財政的健全性、成長と発展、主要なステークホルダー（学生、保護者、地域社会、教職員とその家族）との相乗効果的な信頼関係、存在意義と貢献に他ならない。経営の厳しい私大ほど短期的な思考で目先の利益を狙った応急処置的な、その場しのぎの対応で、益々経営が厳しくなる。

社会の効率化と柔軟性の期待は強まる一方であるのに対し、大学の構造、システム、プロセスは時代遅れになっている。目標が曖昧で、改革を達成するために中長期的に取り組むべき課題を絞り込めないでいる。最優先事項にフォーカスし、実行することができない大学の現状がある。一刻も早く目標、構造、システム、プロセスの一貫性を図り、整えることが大切である。

大学の組織において権限を持つ立場の者は、部下の本当の価値や可能性に気付いていないのかもしれないし、そもそも人間の本質を理解していないから、人をモノのように扱い管理している。そのせいで教職員のモチベーション、能力、素質を引き出せず、活用できていない。また組織の中に主体的に率先して動こうとしない態度が蔓延すると、そもそも信頼がないので経営者側のコントロール志向は益々強くなり、細かいところまで指示し命令するようになる。上司が部下をコントロールすればするほど、部下は指示された行動しかとらなくなり、そして上司は益々管理の度を強める。こうした依存関係（悪循環）が組織に根づいてしまうと誰も責任をとらなくなる。この組織の依存関係は、信頼関係が築かれておらず、意見や

立場の違いを創造的な方法で解決するスキルや価値観が欠けている。

大学から学生が離れていく、私大の慢性的な問題は、信頼の低さ、共通のビジョンと価値観が無い、組織に一体性がなく（ばらばらな組織）で無気力で無関心、倦怠、逃避的である。いくら道徳的権威が制度化されていても、リーダーが汚職をしたり、独裁的であったり、エゴだけで動いたりしていたら、持続的な経営の安定は望めない。信頼を土台にした人間関係は、持続的な成長と発展、社会への貢献を体現する大学の絶対条件である。信頼に基づく人間関係を築くには、まず個人の成長と内面的な安定が必要である。つまり個人としての人格と能力があって、信頼に基づく大学を築くことができる。

信頼を築くには、大学に潜んでいる慢性的な問題を把握して、まず大学の内側を見つめ、関わる教職員一人一人が主体的に変わる必要がある。A. アインシュタインも次のように言っている。

「いかなる問題も、それをつくりだした同じ意識によって解決することはできません」⁽⁴⁹⁾

被害者意識や責任転嫁ではなく、問題は内側にあると考え、主体的に問題解決に取り組むことが大切である。まず問題を分析し、現状を認識した解決策（計画）を考え、実行し、評価（フィードバック）する。問題の多くは、良心の内なる声を無視したり、否定したりして、誠実さが失われた結果なのだという事に気づくことです。

強い信頼関係を築くには、真剣な努力と自己犠牲が必要である。目先の利益よりも学生の成長、幸福を優先させなければならない。そのためには何よりもまず教職員同士の信頼関係、組織としての信頼性を築き、地域社会における信頼性の模範になり、人々の信頼を勝ち得ることである。つまり現実を謙虚に受け止め、ビジョンと価値観を共有し、戦略的な最優先目標を達成し、社会貢献するために、経営者と教職員が一体となって、信頼される大学づくりに、継続的に取り組み、誠実に実行することが大切である。私たちは人に愛と感謝を伝えるために、思いやりを持って誠実に謙虚に生きなければならない。同じことが大学運営にも言える。

11. 結び

今から約 20 年前、ドイツ留学から帰国して短大の非常

勤講師に奉職した。しかし、その短大は「閉学することを前提にして、2018 年度以降の学生募集を停止することを、2016 年 5 月開催の理事会において決定いたしました。18 歳人口の減少など変化しつつある社会的な状況を見据え、今回の結論に至らざるを得ませんでした」⁽⁵⁰⁾とあった。しかし、この短大の破綻は経営側と教職員の間で訴訟へと発展している⁽⁵¹⁾。学生にとっては母校が無くなり、私も奉職していた大学だけに、とても辛いことである。こういった悲しい事態にならないよう私達大学関係者は、この問題に取り組まなければならない。

その 3 年後、同じ首都圏にある国立大学。8 年後、東京にできた新設大学。3 年後、東京にある中堅私立大学。東日本大震災でドイツ移住したが両親の介護等で帰国。それから関西の短大で 1 年過ごして、現在のいわゆる地方小規模大学へと転々としてきた。現在その新設大学法人は、全国私大法人経営状態⁽⁵²⁾のベスト 20 以内に位置し、中堅私大はワースト 30 の中に挙げられていた。

少子化における大学全入時代を迎え、今年はまさに私大 2018 年問題の年である。縁あって様々な大学を経験してきたが、そのことが、どうしてもネガティブに評価される。しかし、その短所は、逆から見れば長所にも成り得る。これだけ多様に大学を経験した人間は珍しい。しかも、この 20 年間、様々な大学問題とも向き合ってきた。短大の四年制改組、国立大学法人化、新設大学設置基準、中長期計画の策定、定員割れ問題、地域連携、高大連携、入試改革など直接または間接的に携わった。程度の差はあれ、どの大学も危機意識を持ち改革を行ってきた。しかし時代の流れは私大の事情を待たなして私大淘汰時代へ進んでいる。それでも私の大学への愛着は変わらない。

この度こうした事情を背景に音楽専門ではあるが、マスコミ等で盛んに言われている私大 2018 年問題について取り上げることにした。無責任な外側から見た傍観者的な報道も多い中、現場で大学教員として、これらを実感した者だけが理解し分析できるのではないかと思ひ研究に至った。わが子も含めて学生たちの将来が、少しでも明るく希望に満ちた社会であって欲しいと願わずにはられない。その点でも高等教育を受け持つ大学の 7 割以上を占める私立大学の役割と責任は重く、今まさにその存在意義が問われている。こうした背景で、以下の記事が現在の私立大学の状況を端的に表している。

財務省は、財政制度等審議会の分科会で、定員割れや赤

字経営が続く私立大に対する補助金の減額や停止を提言する。少子高齢化で 18 歳人口が減少を続ける中、不要な補助金を減らし、私立大に経営改善を促す狙いがある。政府は、学生の負担軽減や教育研究の向上のため、私立大を経営する学校法人に私学助成金と呼ばれる補助金を交付している。補助金には学生や教職員数などに応じて機械的に配分する「一般補助」と、特色ある教育研究で改革に取り組む学校への「特別補助」があり、2018 年度予算で計 3154 億円にのぼる。文部科学省によると、18 歳人口はピークだった 1992 年の 205 万人から約 90 万人減少している。一方、私立大の数は 6 割、定員は 4 割、それぞれ増加した。2016 年度末時点で、国内の私立大 570 校のうち 279 校が定員割れとなり、そのうち 6 割の財務状況がマイナス収支に陥っている。⁽⁵³⁾

この問題は現に経営難にある地方の弱小大学だけに留まらず大学全体の問題であり、多様で複雑で深刻であることがわかる。少子高齢化と共に地方過疎化が進む中、地方創生が叫ばれ、東京一極集中の弊害が大学にも及んでいる。子ども達の未来のためにも、この教育問題に取り組んでいかなければならない。

注及び引用文献

- (1) 文部科学省「学校基本統計」2017 年、p. 4 引用。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku
- (2) (3) (4) (5) (6) 文部科学省「高等教育の将来構想に関する基礎データ」2017 年 4 月、p. 5、p. 7、p. 13、p. 15、p. 16 参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku
- (7) 「YOMIURI ONLINE」引用。
http://www.yomiuri.co.jp/national/20180329-OYT1T50098.html?from=ytop_main1
- (8) 新制大学の詳細は、文部科学省「新制大学の発足」参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317752.htm
- (9) 私立学校法の詳細は、文部科学省「私立学校法」参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001/001.htm

- (10) 大学数及び進学率の推移は、文部科学統計要覧「11. 大学 2017 年」参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1383990.htm
- (11) 日本私立学校振興・共済事業団の詳細については以下参照。
<http://www.shigaku.go.jp>
- (12) 高等教育計画については以下参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318379.htm
- (13) 大学設置基準の大綱化については以下参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199101/hpad199101_2_150.html
- (14) 内閣府「規制改革の推進に関する第 1 次答申(教育)」参照。
https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/kisei/1_4kyouiku.pdf
- (15) 酒田短大事件の詳細は以下参照。
<https://ja.wikipedia.org/wiki>
- (16) 堀越学園ショックの詳細は以下参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1332588.htm
- (17) 学長選騒動の詳細は、「週刊東洋経済」2018 年 2 月、東洋経済新報社、p43 参照。
- (18) 私立大学等の振興に関する検討会議については以下参照。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail
- (19) 私立大学等経常費補助金交付状況の概要は以下引用。
http://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo_h28
- (20) 「私立大学等経常費補助金交付状況の概要」日本私立学校振興・共済事業団 2017 年、引用。
http://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo_h29.pdf
- (21) 私立大学等経常費補助金交付要綱の詳細は以下参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002
- (22) 「私立学校振興助成法」文部科学省、引用。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/001.htm
- (23) (24) 「私立学校振興助成法」引用。
<http://www.houko.com/00/01/S50/061.HTM>
- (25) 「学校法人会計基準」文部科学省、引用。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail
- (26) 「学校法人会計基準」(文部省令第 18 号) 引用。
http://www.keiriken.net/kaikeiki_jun270330.pdf#search
- (27) 「財務情報等の公開状況に関する調査結果」文部科学省 2017 年、引用。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1355974.htm
- (28) 「学校法人の資産運用に関するアンケート」2016 年参照。
<http://www.shigaku.go.jp/files/sisannunyouannke-to.pdf#search>
- (29) 「学校法人会計基準」文部科学省、引用。
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500
- (30) 「学校法人運営調査委員制度について」文部科学省引用。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail
- (31) 「学校法人の資産運用」旺文社教育情報センター、引用。
<http://eic.obunsha.co.jp/resource/topics/0901/0101>
- (32) (33) (34) 「学校法人の経営等に関する参考資料」文科省、参照。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/073/gijiroku
- (35) 科研費採択状況等は以下参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo
- (36) (37) (38) (39) (40) 木村誠「大学大倒産時代」朝日新書、2017 年 8 月、p. 55、p. 61、p. 63、p. 64、p. 65 引用。
- (41) (42) (43) (44) (45) (46) 小川洋「消えゆく限界大学」白水社、2017 年 1 月、p. 54、p. 113、p. 121、p. 192、p. 195、p. 200 引用。
- (47) 「週刊東洋経済」2018 年 2 月、東洋経済新報社、p. 42 引用。
- (48) 「生き残る大学の条件とは」小川洋、引用。
<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/53631?page=3>
- (49) 「 Inquiry 」 引用 。 <https://www.a-inquiry.com/ijin/2026.html>

私立大学 2018 年問題についての一考察

(50) 「立教女学院短期大学 HP」 引用。

<http://jc.rikkyojogakuin.ac.jp/2016/07/11/2353.htm>
1

(51) 「朝日新聞 DIGITAL」 参照。

<https://www.asahi.com/articles/ASK9842CGK98ULZU00B.html>

(52) 「週刊東洋経済」2018 年 2 月、東洋経済新報社、pp. 47-

49 引用。

(53) 「YOMIURI ONLINE」 参照。

https://www.yomiuri.co.jp/economy/20181023-OYT1T50008.html?from=ytop_ylist

An opinion on the “Year 2018 Problems” of private universities

—Strategic proposals to develop trusting relationships—

Nobuyoshi KAMIYA

Abstract

The problem of private universities is a trigger, as soon as possible, if we do not complete the reform we can't survive. Issues of reform are as follows: ① Guarantee the quality of facilities, students, teachers, education, research, management, value added is necessary. To ensure fundamental academic achievement, educate and supplement the year before enrollment and the beginning year. ② College entrance examination and problem of capacity. How to enter the entrance examination. ③ Disclose the public nature of the university, its significance, and information. Including partnership with the region. ④ Advancement of polarization and problems of inequality. Large cities and regions, large universities and small universities. ⑤ The problem of university governance. Including compliance. The need for the university is to build financial soundness, growth and development, trust with key stakeholders, to contribute to the existence and contribution. The growth and happiness of students must be prioritized rather than immediate profits. To that end, faculty members and staff build trust, build confidence as an organization, show a model of trust in the region, and earn the trust of people. To humbly accept the facts, share management vision and values, achieve the highest priority goal, contribute to society, management, teachers and staff together, create a trusted university, sustainable Let it run in good faith. This is a problem of the whole university and we must work on this education problem for the future of children.

Keywords: Contribution, significance of existence, soundness of finances, stakeholders, governance

